

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所岡崎支部

1 日時

平成26年10月15日（水）午後2時30分から午後4時15分まで

2 場所

名古屋地方裁判所岡崎支部大会議室

3 参列員

佐藤真弘（名古屋地方裁判所岡崎支部長）

4 出席者

司会者 後藤 隆（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部判事）

裁判官 近道暁郎（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部判事）

裁判官 丹下友華（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部判事補）

検察官 澁谷正樹（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）

検察官 藤原拓人（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）

弁護士 渡邊海太（愛知県弁護士会西三河支部）

弁護士 奥田綾一（愛知県弁護士会東三河支部）

裁判員経験者 1番から6番まで 6人

5 議事内容

○名古屋地方裁判所岡崎支部長のあいさつ

（佐藤支部長）

名古屋地方裁判所岡崎支部長の佐藤と申します。本日は、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきありがとうございます。さて、裁判員制度が施行されて5年余りが経過しました。ここ岡崎支部におきましては、裁判員裁判を実施している全国の裁判所の支部の中で3番目に多い数の裁判員裁判が行われておりまして、たくさんの方に裁判員裁判に参加していただきました。この意見交換会は、

裁判員を経験された皆さんの声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消していただくとともに、皆様の率直な御意見・御感想を伺い、今後の運用の参考にさせていただきたいという趣旨で開催するもので、岡崎支部では年に1回開催しており、今回で3回目となります。今回の意見交換会のメインテーマは「公判における検察官・弁護人の活動」及び「評議の進め方について」となっており、事前にお知らせした「お聴かせいただきたいこと」に記載した事項を中心に御意見をお聴きしますので、率直な御発言をいただければと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

(あいさつ後、佐藤支部長は所用のため退席)

○裁判官、検察官、弁護士の自己紹介

(司会)

本日、この意見交換会の司会を担当します刑事部総括裁判官の後藤と申します。よろしくお願ひします。今日は、裁判所、検察庁、弁護士会から2人ずつ参加していただいていますので、裁判官、検察官、弁護士の順で自己紹介をお願いします。

(近道裁判官)

合議ハ係裁判長をしております近道と申します。本日は皆様から裁判員裁判についての御意見や感想等を伺うのを楽しみにしてきました。どうかよろしくお願ひします。

(丹下裁判官)

合議口係で右陪席裁判官をしております丹下です。裁判員の意見交換会に参加するのは初めてですので、皆さんの御意見をお聴きするのを楽しみにしております。よろしくお願ひします。

(澁谷検察官)

名古屋地方検察庁検察官の澁谷と申します。よろしくお願ひします。

(藤原検察官)

同じく名古屋地方検察庁検察官の藤原と申します。よろしく申し上げます。

(奥田弁護士)

愛知県弁護士会東三河支部弁護士の奥田と申します。皆さんの率直な意見をお聴かせいただき、本日は大いに勉強させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(渡邊弁護士)

愛知県弁護士会西三河支部弁護士の渡邊と申します。今日は皆様の御意見をお伺いさせていただき、今後の弁護活動の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○裁判員を担当した事件、裁判員を経験した感想等について

(司会)

どうもありがとうございました。それでは、時間も限られていますので、早速、意見交換に入りたいと思っております。まず最初に参加していただいている皆さんに、自己紹介も兼ねて、担当された事件の罪名、事実争いがあった事件かどうか、裁判所にいらっしゃった日数を含めて、裁判員を経験された感想と共にお聴きしたいと思います。

(1番)

私は、現住建造物等放火事件を担当させていただきました。事実争いはありませんでした。こちらに来た日数は3日間でしたが、話合いがとてもスムーズだったので、3日目は午後からになりました。私自身は裁判員を経験させていただいて、本当に良い経験をさせていただいたと思っています。今日はよろしく申し上げます。

(2番)

私が担当した事件は強盗致傷事件でした。5日間参加させていただきました。被告人は自首をしていたので争いはなかったと思います。裁判員に決まったときには、殺人事件でなければいいなという気持ちでしたが、被害者の方は、後遺症

が残る怪我をされていて、一步間違えれば命を落としていたかもしれないという事件でした。ただ、たった5日間という日数で判決を下さなければいけないということに、知識のない私がいけないのだろうかという責任の重さを感じる面もありました。

(3番)

私の担当した事件は強制わいせつ致傷の事件です。事実には大きな争いはありませんでした。日数は4日ほどでした。全般的な感想は、おろしたてのタオルで風呂上がりに拭いているような、なじみの悪い、しっくりこない感じでした。それが感想です。

(4番)

私が関わりました事件は、現住建造物等放火の事件です。事実には争いはありませんでした。通いました日数は4日間です。今まで足を運んだことのなかった裁判所へ、緊張して参りましたが、裁判とは別のところでは裁判官の方とか、皆さん気さくで、意見を言いやすくて助かりました。今日はよろしくお願ひします。

(5番)

私が担当させていただいたのは、現住建造物等放火の事件でした。事実関係に争いがなかったもので、争点としてはどのような刑を科すべきかというところが議論されまして、裁判所には4日間出席させていただきました。個人的な感想は、人生の中でこういった経験をできたことは非常に勉強になりましたし、裁判というのはこういった手順を踏んで人の刑を決めていくのだということも理解できて、とても有意義な4日間でした。

(6番)

私が担当させてもらったのは、監禁、強盗致傷、横領の事件です。事実に関しては基本的には争いがなかったということですが、非常に特異な、私個人も特異な経験をさせていただきました。この裁判の最中に私の父親が亡くなりま

して、通夜をしたり，葬儀の日を変えたり，「休んでいいよ。」と言われたのですが，やはり受けた以上は，被告人の人生がかかっていますので，しっかりやるということで，させてもらったことですので，非常に記憶に残っています。また，被告人が，退廷を命じられるという，びっくりする体験をさせてもらったのですが，今日はお話ししながら私も勉強したいと思っています。よろしくお願いします。

○冒頭陳述，論告弁論で配布された資料について

(司会)

それでは，審理の中身の方に入っていきたいと思います。まずは，どのように審理が進んでいったかですけれども，最初は検察官が起訴状を朗読して，被告人と弁護人が事実を認めるかどうかの話をした後，検察官と弁護人が冒頭陳述ということで，それぞれ手元に資料を渡すなどしてプレゼンテーションを，この事件はどのような事件であるかについて最初のプレゼンテーションを行ったと思います。その後，証拠調べに入り，その後，論告弁論といって検察官と弁護人から最後にプレゼンテーションがされ，その中で刑を何年にするかなどの意見があります。その後，審理を終えて評議に入るという流れになっているわけです。その中で，最初のプレゼンテーションである冒頭陳述，それから最後のプレゼンテーションである論告弁論，それらの際にそれぞれ配布された資料などは，分かりやすいものであったかどうか，皆さんの意見をお聴きしたいと思います。この点について，御意見，感想等ありますでしょうか。

(6番)

検察官が作られた資料は非常にカラフルで見やすいものでしたが，私の理解力が問題だったのかもしれませんが，複数の事件だったので，出てくる人がどういう人なのか，ある程度，事前に知っていないと，これはつながっているのかどうかがよく分かりませんでした。また，弁護士さんの資料を見て，失礼かもしれないけれど，被告人ともっとじっくり打合せをしていただけるといいのになと思

いました。文字も、もう少し見やすく太い文字で、もう目が悪いので、ぱっと分かるような文字にしていただけるといいのにと思いました。

(司会)

6番さんの事件は、先程も話がありましたように、被告人にも特異なところがあって、弁護人との打合せも、どの程度できたのかなと疑問に思うところがないわけではなかったのですけれども、書面も我々からするとなじみのある従来型の弁論とか冒頭陳述に近いものであって、ずっと何頁にもわたって詳細なものだったので、ぱっと見て要点をつかむという点では分かりにくかったのかなということだったのですか。

(6番)

強弱をつけて、太く書いてあれば、見やすかったということです。

(司会)

そうすると、後で見たりするにも使いにくいところがあったということですか。

(6番)

あえて言えば、そうです。

(司会)

他の方はどうでしょうか。4番さん、5番さんの事件では、検察官と弁護人が、割と似たような形式の書面で、当時の感想としては良かったように思ったのですが、どうでしょうか。

(5番)

裁判長が最初に、特に書式とかフォーマットがないけれども、よくまとめられて要点が分かりやすくなっていると教えていただいたので、そういう目で見ると、例えば時系列で事件の経緯だとか状況が書いてあったり、弁護士さんについては、ずばりの要点がここ、というふうに書いてあったり、我々としても議論をする上で、判断材料としては、非常に役に立ったのかなと、私個人は感じました。

(4番)

最初、メモがあるということが分からなかったので、裁判というのは耳でじっと聞いて、頭の中で常に解釈をしてというイメージがありましたので、メモがあったことでとても分かりやすくて、コンパクトに書かれていて、自分がどういう流れで何を考えなくてはいけないのかということがとても分かりやすかったので助かりました。

(司会)

どの段階でメモを出すかについては議論があって、話す方からすると、メモばかり見てもらって、自分の方を見てもらえないので、話してからメモを渡すという方法もあるのじゃないかということが議論された時もあるんですけど、やはりそういうものを見ながら話を聞いた方が分かりやすかったということでしょうか。

(5番)

そうですね。

(司会)

他の方はどうでしょうか。3番さんは先程、あまりしっくりこないという話もありましたが、最初に事件の中身のある程度説明してもらうのが冒頭陳述であり、最後にまとめるのが論告弁論、という意味で、中身を把握してもらおうということだと思いますけど、どうでしょうか、そういうものを見て、違和感みたいなものが取れたでしょうか。

(3番)

段取りとか書面とか、そういった面では、上手にまとまったもので、スムーズに運んでいったと思いますけど、本当に被告人の気持ちが反映されたものなのか、ベルトコンベアーでさっと流れていってしまったような、もう少し被告人の生の声が反映できないのかなという思いがありました。

(司会)

その前後には被告人質問で被告人から直接話を聞いて、あるいは、被告人に質問したりすることもできたとは思いますが、それで聞いたものと書面になっているものが、ぴったり一致してないのではないかなというような気持ちがあったということですか。

(3番)

そうです。初めてのことなので、何度も裁判をされている方は慣れていることだと思いますが、被告人は書類一つでも、どういう意味の書類か分かって書いたのかなという、段取りの一つ一つが分かっているのかなという思いはありました。

(司会)

そうすると、弁護士さんから書類が出ていますが、本人にどの程度説明されて、納得されているものかということについてどうかなと思ったということでしょうか。

(3番)

そうですね。後の方に出てくる、最後に何か言うことありませんかということをお聞きしまして、もう決まってしまうから、何か言うことあったら今言ってくださいという場面です。

(司会)

一番最後に意見陳述の機会を与えますね。

(3番)

はい、改めて言ったのですが、そのまま流れていってしまいました。被告人は特に改めて陳述することはなかったのだと思いますが、もし他の人でも、あの流れでいくと、意味が分からずに最後まで行ってしまわないのかなと思いました。

(近道裁判官)

被告人が、あまり分からずに手続に参加していたのではないかということですか。

(3番)

そうです。例えば、住宅ローンや生命保険の書類を書くような場合に、今自分が書いている書類がどういうための書類なのか、お金がどのように支払われるためなのかということをつからずに書いている人がほとんどだと思います。だから、それとよく似ているなという印象を受けました。

(司会)

今のお話を聞いて、弁護人いかがですか。

(奥田弁護士)

それは、被告人がということですか。

(3番)

そうです。

(奥田弁護士)

被告人質問の中でも、そういうことが感じられましたか。

(3番)

特に被告人質問の中ではなかったです。また、裁判の中での手順とか書面とかそういったものにも不備はないと思います。でも、本来、正しい説明があつて本人が理解して進んでいくものだと思うのです。今回の裁判では被告人が理解していないのではないかという気がしました。

(奥田弁護士)

被告人は、自分が受けている裁判の意味をしっかりと理解していないのではないかなという印象を受けられたということでしょうか。

(3番)

被告人の受け答えを見て、罪の重さとかそういったものにどう影響していくのかというのが、ちょっと無気力になっているというか、関心があまりないような、そういう印象を受けました。

(奥田弁護士)

もっと被告人に、どういう手続で、これは個々の手続について、その意味をちゃんと教えた上で受けさせた方が良いのではないかと、そういう御意見ですか。

(3番)

そうですね。

(司会)

そういう御意見ということで、よろしいですか。まあそれは事件によりけりだとは思いますが。論告メモ、弁論メモなどが出てきたと思うのですが、それは評議の上で役に立ったでしょうか。1番さん、どうでしたか。

(1番)

私とそのメモを見た感想としては、必要最小限というのはこういうことを言うのか、というくらいとても見やすく、とても参考になりました。検察官の資料も弁護人の資料もとても見やすかったし、同じような内容なのですが、メモから、それぞれの意図はなんとなく伝わりました。

(司会)

論告弁論に関しては、検察官、弁護人の方としてはかなり関心が深いところのようですが、何かこの機会にせっかくだから聞いておきたいような方はいらっしゃいませんか。

(澁谷検察官)

論告の内容というか、分かりやすさについてちょっとお伺いしたいと思います。これは同様に弁護人の弁論が分かりやすかったかどうかということにもなるのですが、検察官は最後に求刑として懲役何年が相当であるという意見を述べます。一方で、弁護人の方も弁護人としては懲役何年が相当だと考えていますというような意見を述べます。そこでは、ある程度具体的な数字が出てくるのですが、検察官、弁護人がそれぞれなぜこの年数にしたのかという主張の内容が分かりやすかったかどうか、というのをお聴きしたいと思います。

(司会)

なかなか難しい質問かもしれませんが、いかがでしょうか。

(5番)

私は、放火事件でしたので、全国の放火事件による事例をグラフと表を見せていただきながら解説をしていただきましたので、我々が関与した事件について判断をする材料としては非常に役に立ちました。また、評決を出していくために、裁判長さんと裁判官さんの誘導は一切無く、我々みんながきちっと収まる場所に収まるまで何回かやり取りをしましたので、判決に行くまでのプロセスについては、何か、自分たちが例えば自分の仕事の中で会議をするとか、合意形成をとるための手順だとか、こういうところでも活かされてるなとか、我々の手法と何ら変わらず裁判という人を裁く場でも同じようなプロセスを経て決めているのだというのが分かりましたので、それはそれで非常によかったです。ただ、事例がなかったら、本当にこれが適当というか、例えば懲役何年とかというのは我々にはたぶん分からない世界だと思いました。

(司会)

それは、決めるときはそういう形でということだったと思うのですが、検察官は、そういった前提として、検察官がその理由も言った上で懲役何年が相当であるという意見を述べたことについて、どの程度参考になり、腑に落ちたかと言いますか、理解できたかというようなことをお聞きになっているみたいなのですが、その点はいかがでしょう。

(澁谷検察官)

例えば逆に、自分が担当した事件ではあまり検察官から特段、その理由については説明がなかったので、なぜこの年数が相当という風に検察官が考えているのかというのがよく分からなかったという方がもしいらっしゃったら、あるいは、そういう印象を持ちましたとか、御意見がありましたら教えていただきたいと思えます。

(6番)

ちょっとお伺いしたいのですが、論告の際に、懲役何年という求刑まではプリントしていなかったと思うのですが、それはやっぱり印象的に与えようとしたということですか。それとも、法廷侮辱罪とってはいけないですけど、被告人が感情的になってましたよね。ちょっと興奮され、最終的に退場までいったのですけど、そのときには、一応判決内容が決まっていた。ただ、私たちはそれまで被告人がそのような行動を取ることにについて想定しないまま審理していました。あのような場合、言渡ししかないっていう時に、私たちが、そこでストップかけて、一回休憩してもう一回話し合っって、これ情状酌量というのはちょっとおかしいじゃないのというところを、個人的にやりたかったです。そこら辺のところ、そのまあ今言われた懲役何年というのを参考にして僕らも決めたのですけど、決めるというのは、直前まで決めたには決めたのだけど、最後の判決の時点で、ああいう形になってくることもあるわけだから、非常に難しいと思うのですけど、だからそういうことで検察官は悩んでみえたのかな、あの空欄というのはそういう意味なのか、そういう可能性もあると考えたのですが、いかがですか。

(澁谷検察官)

論告のほう、求刑欄をなぜ空欄にするのかという御質問に対して回答させていただきますが、一応、当日その場で検察官としては求刑として何年が相当だと考えていますという発言があって初めて正式に求刑として、「した」と考えていますので、その直前までは空欄にしてですね、その求刑をした検察官、発言した時点で正式に、そういう求刑なのでみなさんそれを前提に考えていただけませんかという意味合いで空欄にしています。

(6番)

迷った訳じゃないのですね。

(澁谷検察官)

そうですね。

(6番)

分かりました。

(司会)

2番さんはいかがですか。

(2番)

私が一番迷ったのは、やはりその量刑といいますか、何年にするかというのは素人では全く分からないもので、検察官は懲役8年とおっしゃって、弁護人は懲役3年とおっしゃいましたので、少なくともその間ではあるだろうなという想像はつきました。ただ、例えば考慮してほしい内容の中に、自首をしたからお願いします、例えば自首をすると何か月軽減できるのかとか、そういう目途が立てられるような、何か月とか何年とかある程度表にしてあれば、これぐらい軽くすることもできるという考えができるのかなという気はします。

(6番)

今の答えは、裁量権がどこまであるのかという意味ですか。

(2番)

そうですね、強盗致傷罪、これを見ると無期懲役又は懲役6年以上20年以下というのを、素人の私が見るとどの年数なのかというのが全く分からないところで、例えば今までの他の裁判所での例を挙げるということを見たのですが、やはり、弁護人が述べる年数と検察官が述べる年数の間ではあろうかとは思いますが、素人では全く判断ができないといいますか、一番迷ったところではあります。

(近道裁判官)

その辺について、検察官、弁護人の方でそれぞれの意見を言ってその根拠として理由を挙げていたと思うのですが、そういった検察官の意見、弁護人の意見はあんまり参考にならなかったということでしょうか。その辺り、あるいはこういうふうに言ってくれたら参考になったという、やっぱり立証したからこれくらいは下がるだろうというところまで言ってくれたら参考になったということ

しょうか。

(2番)

論告メモに挙げてくることや、弁護人の弁論要旨というのを見れば、何が押さえてほしい点で、刑を軽くするのはこういう点を考慮してほしいというのは分かるのですが、数字で表すということは素人では見当もつかないということです。

○証拠書類（供述調書）の取調べについて

(司会)

評議の話にもなってきましたので、次の話題に入りたいと思います。証拠書類の取調べについて伺いたいと思います。証拠調べの始めには、検察官から証拠書類の説明があったと思います。犯行場所の状況について、写真や図面を示されたりして、あるいは関係者が検察官や警察官に話した内容の書類が読み上げられたと思います。それから弁護人からも証拠書類として説明されたこともあったと思います。そのような証拠書類の取調べは印象に残る分かりやすいものだったでしょうか。それとも関係者の供述調書については、法廷に来て話してもらったほうが印象に残ったり分かりやすかったりするのでしょうか。みなさんの事件については、被害者の人や関係者の人にはだいたい法廷で話していただいたのですが、6番さんの事件は性犯罪ということもあって、横領の事件の被害者の方は来ていただきましたけど、性犯罪の関係では被害者の方は来ていただけず、調書を読み上げたということだったのですが、それについてはどう思われたでしょうか。

(6番)

あんなふうに僕らの意見を判決に書いてくれるとは思っていませんでした。裁判所として、こういうふうにしましようという文面を入れてくれたので、すごく柔軟だなと思いました。ただ、場所の特定とかも結局最終的には分かりようがないじゃないですか。それは、特定ということが不十分だからということがあるのか分からないですけど、そこだけ疑問に思いました。後は、流れも分かったか

ら良いと思いました。

(丹下裁判官)

6番さんの事件は書証がたくさん読み上げられたと思うのです。捜査段階でまとめられた書面が証拠として出されて、法廷で読み上げられるという場面があったかと思うのですが、その読み上げを聞いていて、その証拠の内容というのはすんなり理解できたでしょうか。

(6番)

誰がどの事件とかよく似た事件があったのですね。これは誰なのだろうかとか、この人とこの人はどういう関係なのかということがちょっと分かりにくかったので、図があったほうが分かりやすかったですね。慣れていない人間にも分かるようにしてもらえると良かったかなと思いました。

(司会)

それは横領の関係ですね。

(丹下裁判官)

性犯罪の関係でもいくつか書面が出て、長い文章が読み上げられたと思うのです。それは、例えば、読み上げ方がどうだったかとか、長文が読み上げられているけれど内容がすんなり頭に入ったかどうかとか、そういったところはどうですか。

(6番)

私たちは証拠を見たって、写真を見たって、自分たちが怪我をしているわけではありませんし、ここだよと写されても、ここなのだという部位が、どのくらいの程度なのかとか、怪我をした部位が分かってもどの程度なのかということは写真を見ても分からないので、ああそうですかと聞くしかないと思うのです。反論として、ちょっとそんなのは言い過ぎではないかとか、それが弁護士さんからあれば別なのかもしれませんが、争わないということだったら、それをそのまま受け入れていくしかないとは私は思いました。

(司会)

できれば法廷に来て話してもらったほうが良かったというか、事件の内容からしょうがないのかなということですかね。

(6番)

もう一人、弁護士の方がおられましたよね。

(司会)

被害者参加人の弁護士さんですね。

(6番)

その方の意見も参考になりました。私は法律で決まっているからしょうがないと思いますけど、あの彼女が出られたことが、やはり被告人に対しては相当なプレッシャーだったと思います。

(司会)

被害者のお母さんとその弁護士さんですね。

(6番)

そうです。周りは全部敵じゃないかと、被告人は思ってしまったのじゃないかと思うと、ちょっといいのかなと思いました。発言のときだけしてもらった方がよいとは思いましたが、法律で認められているのならしょうがないなと思いました。それと、ついでに言いますが、例えば被告人の服装とか何かは、裁判官がその服装は着替えなさいとか、そういうことは職務としては言えないのでしょうか。威圧感を与えることにもなりますし、それはすべきだと思いました。それも弁護士と相談していかないと感情的になっちゃうと思うのですね。それと、検察官が戦略的にやったのではないのかと思いました。検察官が被告人にちょっと注意をされたような形でしたよね。それに対して弁護人がそんな言い方ないだろうと言わなかったのも、私は何で言わないのだと思いました。最終的に被告人は私が質問したときには答えましたが、他の人の質問にはみな答えませんでした。ちょっとそこら辺はもう少し、止めるとか、あるいはそういう事態を引き起こさ

ないためには、被告人に服を着なさいというふうにな、職権が使えるのだったら止めるとか、やはりそうしないと被告人にとってはちょっと感情的にってしまった部分があり、被告人にとっては不利だったのかなというふうに私は思いました。

(司会)

今の話は、被告人が感情的になったときに弁護人が注意をして止めさせたりとか、そういうことがあったほうが良かったのではないかということでしょうか。

(6番)

被告人がちょっとかわいそうだと思います。

(澁谷検察官)

さきほど検察官が戦略的にやったのではないかというお話があったと思うのですが、全然戦略的ではなくてですね、少しだけそのときの状況を説明させてもらいますと、性犯罪の事件で被告人がタンクトップのような服装を着て来て、女性の裸がプリントされているタンクトップだったのです。腕には入れ墨がありました。その日は被告人質問があったのですが、もちろんその事件には被害者のお母さんが参加されているので、私から見てちょっとその服装はどうなのかなと疑問に思いました。加えて、被告人は弁護士さんからの質問には反省しています、申し訳なかったと思いますといった話はしているのですが、本当にそうなのかなと私は疑問に思ったので、いろんな質問をしてその気持ちが本当なのかどうか確かめる必要があると考えました。ですので、敢えて厳しめの口調で質問をしたという経緯があったのですが、多分、それをさきほど6番さんはちょっと戦略的だったのかみたいな感じでお話しされていたのですが、あんまり打算的なこととかは考えてなくてですね。そういうことを考えた被告人質問でした。

(司会)

反省の情などを分かってもらえるためにしようと思ったら、予想外に反発されてしまったということですかね。

(澁谷検察官)

はい。

○証拠書類（写真）の取調べについて

（司会）

証拠書類の取調べの関係では、証拠の写真などについて、最近裁判の話が出ていましたけれども、裁判所の方としては、ただでさえ負担をかけている一般市民の方に、その写真などを見たことをきっかけにいろいろなストレスを与えるとということになってはいけないということで、その内容については注意をするようにはしているのですけれども、その点についてはどうでしょうか。さきほどお話をお聞きした中では2番さんの事件というのは凄惨な事件ではあったのですけれども、写真の関係はどうだったでしょうか。

（2番）

写真の方は、怪我の具合とか現場の状況では、モノクロのものにしていただいたという配慮とかはあるのですけれども、実際それくらいひどい怪我をしたということを把握する意味では必要な写真ではあると思うのですけれども、見て気分が良いものではないです。ただ、配慮はしていただいているというふうには思います。

（司会）

今のように白黒にするとか、数についても制限するような形でかなり配慮はした上でという形ではあったのですけれども、必要かもしれないけど気分が良いものではなかったということですね。4番さん、5番さんの事件では、あまりそのような事件ではないと思ったら被告人の夫がけんかして、事件直前にけんかをして少し怪我をした写真が出てきて我々もちょっと驚いたりもしたのですが、その辺りはどうだったでしょうか。

（4番）

文章で書かれているものを読んで、自分で事件について理解しようとするものと、写真を見せていただいたものとのギャップというのもあって、やっぱり事

実として写真があったほうが自分たちにとって、これはこういうことなのだな、これくらいのもなんだなというのを理解するには、写真があったことはとても良かったです。ただ、先ほど言われた夫婦げんかとか、そういう話になっているのみたいなどころも幾つかあって、出てきたことは受け止められるので、やっぱりその程度にもよると思うのですが、私は判断材料にはとても役に立つので良かったですと思います。しかし、裁判員として出られた方の諸々の体験、自分もそうなのですが、それはそれぞれ違うので、その出てきたものの捉え方だったり自分のバックグラウンドにあるものが出てきてしまったりとかするとやっぱり大変なんだなとは思っています。

(5番)

私に関わった事件の証拠写真としては十分理解できました。判断もできました。今のみなさんのお話を聞いていると、ちょっと現場の写真というより人対人の事件のようなニュアンスが見受けられたのですが、私は放火事件だったので、燃えた後の状況というのを写真で見せていただいたので、このレベルなのだということで、その判断材料には非常に役に立ちました。私としては、証拠の写真としては十分理解ができて判断もできました。

○証人尋問、被告人質問について

(司会)

続いて、証人尋問あるいは被告人質問について伺っていきたいと思います。被害者や目撃者などの証人であるとか、あるいは被告人に対して検察官、弁護人がそれぞれ質問する時間があったと思います。それについてどうだったでしょうか。分かりやすかったですでしょうか。分かりにくいところというものはなかったでしょうか。あるいは、こういうところを改めてもらえればもっと良かったというところはありませんでしょうか。

(1番)

この場でもそうなのですが、質問に対して、証人がその答えになってないよ

うな答え方をする場合があるのですが、それを上手に、「そうじゃなくて」という感じではなく、「じゃあ質問を変えますね」と言葉を換えて聞きたいことを聞こうとする言葉の能力というか、国語の能力を私はすごく感じました。検察官の方も弁護人の方も、すごく上手に聞きたいことを聞かれているなというのがよく分かりました。でも実際、質問の内容を分かっていない答え方をする方が本当に多くて苦労されているなと思いながら、キレないで上手に聞かれるなと本当に感心しました。

(司会)

ありがとうございます。非常に心強く思います。2番さんはいかがでしょうか。被告人質問では本人が障害のあるような方だったり、証人の人も出てくるかどうか分からないような方だったりして、結局は行われたのですが、なかなか大変だったようにもお聞きしてるんですけど、尋問を聞かれていますか。

(2番)

実際に知的障害がありますよというお話ですけれども、見た限り、話を聞く限りそれが感じられず、本当に普通の方のように感じたので、果たして知的障害と呼ばれる部分がどこにあるのかというのを探るのがちょっと大変だったようなこともありました。だから、自首をするということができるとそれが知的障害になるのかとか、普通の生活ができるのがなぜ知的障害と呼ばれてしまうのかというところで、証人のところでは医師による説明があって詳しく説明いただきまして分かるのですが、犯行に及ぶきっかけとして目の前に欲求を満たすものがあると抑えきれないという部分が健常者の方とは違うのかなと判断するぐらいで、他はほとんど普通の方と同じように感じました。

(司会)

そうすると、普通の受け答えは結構できているので、そのように感じなかったけれど、お医者さんが証人として来ていただいて、まあ一応はそうなのかなと

いうふうに理解はできたということでしょうか。

(2番)

目の前にお金になるものがあると、欲求が抑えられないというふうに受け止めたところがあります。

(司会)

被告人質問の時間も、犯罪、まず罪体だけについてと、それからその他情状ということで2回にわたってかなり長時間行われたような気がするのですが、その点についてはどうだったでしょうか。ちょっと長すぎたのかどうか、それともやっぱりそのぐらい聞いて分かった部分があったのかというのはどうですか。

(2番)

医学的用語も出てきますし、やっぱり質問に対する答えというのを聞き取るのも時間が掛かりますし、かなり集中力と忍耐じゃないですけども我慢をすることが必要だった裁判だったと思います。

(司会)

そういう面で時間が掛かったことはやむを得ないと思ったということですか。

(2番)

それはそうだと思います。

(司会)

どうもありがとうございました。被告人質問に関連して、弁護士の方から聞きたいことがあるということで事前に伺っておりますので、質問していただきましょうか。

(渡邊弁護士)

被告人質問等で弁護人が被告人と接することがあると思うのですがけれども、裁判員の経験をされた方々として、弁護人が被告人に対して厳しく接するのか、それとも弁護人という立場なので寄り添うように接するのか、経験された事件を参考にしてどうあるべきかというのを伺いたしたいと思います。と言いますのは、

もちろんいわゆる自白事件ということであれば、犯罪をやったということはある程度前提になると思うのですけれども、検察官の側が被告人の刑事責任を追及するという立場で追及しますので、弁護人としてはやはり独自の立場として弁護活動するということになると思うのですけれども、そういうことも踏まえた上で、弁護人としてはどう接するのがあるべき姿かというのを伺いたしたいと思います。

(6番)

私の担当した事件では、もっと弁護人の方が被告人を守らなければならないと思いました。いいところがあれば何とか情状したいと思っていたのですが、結局被告人が感情的になって何もしゃべらなくなってしまったという事件でした。ですから、例えばそこで冷却時間を置きましょうという形でやるとか、もっと彼の内面をフォローする形でやらなければいけないじゃないかなと思いました。個人的に攻撃するわけじゃないですけども、弁護人は国選の方だったのですね。弁護士さんがもっと必死にならないといけないなど、私の関与した裁判では本気で思いました。ですから、こういうことやっちゃ駄目だよとか、もっとしっかり打合せしてからでないと、あれ最初から負けですよ、と思いましたので、国選弁護人でも給料が出ているのだから頑張っていたきたいと思いました。

(5番)

私たちの裁判の中で、弁護士さん、多分法廷は公判になるので、公の皆さんがおられるところでの発言とか対応になったので、それと多分別の場所で守るべきところは守ってあげる、だけどあなたは罪を犯したのだからそこは受け入れないといけないよという前提があつてあの場に来られてのやり取りだと思いました。弁護と言えば、6番さんの言われたように、感情論が相当入るじゃないかなと私自身思っていました。弁護士さんの仕事というのは、この人を助けようと思つたらとことん助けてあげたいという発想になっての話し方、それを一般の人にも分かるように、だからこの人は刑が軽くなるのだというようなことをあの場で言われるのかなと思つたんですが、淡々と事象に対してこうですからこうしてあげた

いとか、こうして刑は軽くなるべきだみたいなところだったので、感情的な部分はほとんど伝わってこなかったのですね。それを我々は、裁判というのはこういうものなのかなという感じを受けながら最終的な判決に行ったというのが、私の感想です。私の裁判では、弁護士さんはそんな印象を受けました。

(司会)

感情論でなくても、そういう具体的なものから弁護をすれば十分伝わるんじゃないかなと思ったということですか。

(5番)

どこかで、ちゃんと守るべきところで守ってあそこに来られているのかなというように思いました。その時間は多分たくさん掛けていると思うのですね。

(丹下裁判官)

話し方としては淡々とされているけれど、主張の内容からすれば公判外のところでたくさん動いてらっしゃるというのは伝わったということですかね。

(5番)

印象としては、はい。そうです。

(近道裁判官)

今の弁護士からの質問というのは、被告人に対して叱るような立場、そういうようなことも弁護士としてはしないといけないのではないかということなのですかね。それとも弁護人として、あくまでも被告人を弁護するという立場で質問を続けていかななくてはいけないのか、その辺りのところについて悩むというような質問なのですかね。

(渡邊弁護士)

はい、裁判の中で被告人質問という形で接するとき、こういうことやっちゃいけないですよという形で叱るような立場で臨むのか、それとも先ほどおっしゃったように被告人にとっていい情状を淡々と挙げていくと、そういうような形で臨むのがあるべき姿なのかということの印象というか、そういうことをお伺い

したいという趣旨です。

(3番)

今言われた言い方ですけど、そんなことはどっちでもいいことだと思います。そのような小細工は、どうでもいいことではないでしょうか。そこにいる人たちが納得して、そうだな、お前はこういうふうで、やっぱりそのぐらいになるのだよという一つの結論に達するために、弁護士さんが一生懸命やってるからそういう叱ってる口調になったならば、それはそれでいいと思いますし、淡々とやっていることについても、それはそれでいいと思いますし、あえて最初から寄り添う言い方でしゃべって話をまとめようかなとか、そのような小細工は必要ないと、私は思います。

(司会)

もちろん守ってあげようという気持ちは強いのでしょうか、その中でどういうふうなのかということについては、事件によるところもあるし、被告人のキャラクターというか、それもあるかなと思うのですが。もちろん、どの事件でも熱心にされているのは間違いないと思っております。他はどうでしょう。検察官とか、聞いておきたいことはありませんでしょうか。

(藤原検察官)

何人かの方は、裁判員裁判の中でお医者さんとか専門家の方の証人の証人尋問を聞かれたかと思えます。検察官としてなるべく分かりやすい尋問を心がけているつもりではありますが、こういった点を工夫すればもうちょっと分かりやすくなるのじゃないかといったようなアドバイス等があれば教えていただければと思います。

(司会)

たぶん2番さん、3番さん、それから4番さん、5番さんでもそういうような方の尋問があったと思うのですが、いかがでしょうか。

(4番)

自分の関わりました裁判では、精神科の方が出てこられたのですけれども、裁判員の方がほとんどが障害に対して名前とかそういったことを知らない中、分からないことをこちらの方からやっぱり聞けるっていう、何度も聞ける、分かるまで聞けるみたいなのところがありましたので、自分としては分かりやすかったです。何と言いますか、時間をかけて受け答え、返しがありました。

(司会)

疑問に思った点を聞いた点で納得につながったということですね。

(4番)

そうです。分からないまま進むことはありませんでした。

(司会)

他の方どうでしょうか。先ほど2番さんが少し話していただいて、分かった部分もあるというようなお話だったのですが、ちょっと専門用語が多くて分かりにくかったとか、そのようなことはなかったでしょうか。

(2番)

説明は分かるのですけれども、専門用語は難しいので、でもそれを簡単に説明できるものでもないと思います。例えば、今ここにもありますけれども、左網膜振盪とか、左眼窩底骨折とかいう言葉が五つも六つも出てきたところで、これを裁判員のために簡単にするということはおそらく無理な話なので、それを聞き流していいのか、ここはキーワードとして受け止めておかななくてはいけないのかというところで、判断は難しい。初めて耳にする言葉を即座に判断するのは難しいということはあると思います。

(3番)

私が関与した事件もお医者さんが出てきて、いろいろ説明されたのですが、単純に言うとなかなか治りにくいという話だったんですが、その話を聞いてどう何を反映させるためにこの人いるのかなというのを、率直に感じました。とても治りにくい、またやってしまうことが大変ありそうな話ですというふうで、

軽くするわけにはいかないわけですよ。逆に言えば、違うことを言うお医者さんがいたら、これはもう、すぐ治りますよみたいなことを言うお医者さんがいたとしたら、また違う結果になってしまうでしょう。そうすると、このお医者さんを選んだのは誰って思ってしまいました。どういうつもりで尋問に呼んだのかなっていう印象を持ちました。例えて言えば、邪馬台国が九州か畿内かみたいに、どっちかが違うことを言っているのですよね。

(近道裁判官)

3番さんの事件では弁護側の証人として精神科医が出てきたけれども、あんまり被告人のためというか、弁護側に有利な話は出てこなかったっていうことですか。

(3番)

はい。すごくあいまいで、ボワーっとしてて、だから何が言いたいのというのが証人から全然伝わってきませんでした。

(近道裁判官)

ちょっと分かりにくかったということですか。

(3番)

何のために証人として出てきて、どうしたいのということです。こちらも、どう反応したらいいのかが分かりませんでした。

(近道裁判官)

質問の意図も分かりにくかったということでしょうか。

(3番)

その病気については説明してくれましたので、それについてはよく分かりました。ただ、それは百人のお医者さんに聞いたらみんなそうやって言うのかどうか。先ほどの邪馬台国の話ではないですが、真反対の意見を言う人もいないのでしょうか。

(近道裁判官)

3番さんは、そういうふうに使われたということですね。

(3番)

先ほどのお医者さんの話でも、みんなが同じこと言うならいいんですけどね。

(司会)

証人の人選については、検察官、弁護人も協議の上で、両方とも納得した人ということであり、そういう人に出てもらっているかと思います。

(3番)

そうだと思いますけどね。

(司会)

それで人選が納得できないことであれば、また別の証人を用意してということもありますが、特殊な障害というか、病気というか、そういう場合もあるので、それがどういうものであるかということは何も分からずに判断していただくわけにもいかないのです、その点について専門家の人に来ていただいて説明してもらおうということだったと思います。

○評議の印象について

(司会)

今度は、審理が終わった後、裁判所と裁判員のみなさんとで評議を行ったわけですけども、評議についてはどのような印象をお持ちなのか、話しやすかったのか、十分に議論ができたかというところについて、お聴かせ願いたいと思います。1番さん、どうでしたか。

(1番)

裁判長がすごく上手に司会をしてくださって、私たちが話をしやすい雰囲気作りとか、分かりやすい説明とか、突拍子もないことを言う人にも上手に対応されたりとか、上手にやっていただいたと思います。

(司会)

話しやすくてできたということでしょうか。

(1 番)

私は思っていることがあっても、どちらかという、自分から言わない方ですけど、察してくださり、どうですかとよく振っていただきました。そこで思っていたことを言えた場面は幾つかありました。

(6 番)

ちょっと質問しますが、判決を言い渡す前の段階で、これだけやりましょってみんなで合意できたのですが、まさかのどんでん返しが当日に起こるわけです。もう忌避するだとか、あとは今喋る機会ではないと言っても、被告人がそのとき喋らせろとか言ったりとか。このようなときは、例えば中断してもう一回、情状酌量のあれを、犯罪に対しては違うけど、裁判所に対しての振る舞いについて更生の意思うんぬんというのが問われるわけだから、もう一回審理を途中にしてというのはあり得ないのですか。決まった以上は、当日被告人が何しようが、判決結果が変えられないのかどうかということを知りたいのですが。

(司会)

一般論は、今回やった犯罪についてどういう刑にするというのが裁判というものですから、反省の態度とかそういうことについては、それまでの審理の段階でもある程度表れていたのではないかなと思ってはいます。判決のときに被告人の状況、精神状態もちょっと悪かったみたいですが、それだからといってどうこうということはないのかなとは思っていました。

(6 番)

あのような形となってしまい、ちょっと残念でした。あそこで裁判長が訓示を言ってくださるという話だったのに、本人がいないのですからね。

(司会)

せっかく用意していただいたのですが、本当に残念でした。他はどうでしょうか。評議について、話しやすかったとか、十分に議論できたとか、あるいは評議のときに裁判官からいろんな説明があったのですが、それについて分か

りやすかったかどうか、そういったことについてはどうでしょうか。4番さん、いかがですか。

(4番)

評議自体については、1番さんが言われたように本当に話しやすい空間を作っていたら、こんなに意見の出し合いができるのかというくらいの空間になっていて、とても良かったと思います。ただ、意図があつてのことかちょっと分からないのですが、評議をするためにこうやって戻ってくるじゃないですか、法廷と評議室を行き来をしますよね。その距離が意外と長くて、この時間がもう少し短かったら、もっと詰めて話ができるのではないかと思います。

(司会)

それは裁判所ごとにいろいろ設計があつて、法廷のすぐ裏に評議室があるような裁判所もあるのですが、ここはちょっと離れていて、何度も何度も上り下りしていただいて、申し訳なかったと思います。

(4番)

わざと離れているのだと思っていました。

(司会)

そういうわけではありません。他に、2番さん、3番さんの関係では、付せんなどをかなり使って意見を出す形での話し合いをしていたというふうにお聞きするんですけども、どうでしょうかね、そういうような形で意見を出すというやり方は、うまく意見を述べる方法としては良かったでしょうか。その辺の感想はどうでしょうか。

(2番)

とても画期的な方法だと思いました。それぞれ発言順序を待つという形ではなく、自分の意見を付せんに書いて、同じような意見をボードに並べ替えたりしてまとめていくということでしたので、とてもスムーズにまとめられたと思います。

(3番)

手順としてはとても合理的で、素晴らしい方法だと思います。

○これから裁判員，補充裁判員になられる方へのメッセージ

(司会)

それでは最後に，これから裁判員，補充裁判員になられる方，特に皆さん初めてということですので不安を持って来られると思います，そういう方に対して，一言ずつメッセージを送っていただきたいと思います。あわせて今日これだけは述べておきたいということがあったら，述べていただいても結構です。それでは，1番さんからよろしくお願いします。

(1番)

私は，初めにも言いましたけども，裁判員をやらせていただいて，とても良い経験になったとっていて，私の担当した事件は，その中でもとてもラッキーだったとっています。この事件に当たったということ言えば，この裁判員という経験が，私の人生の宝物になったと言っても良いくらいのとても良い経験になりました。私という人間を知らない人達の中で，これから二度と会うことのない人達の中で，自分の意見を言うことを通して，自分という人間を改めて知ることができた，とても良い機会になりました。私の担当した事件が，本当にラッキーだったからですけど，もしこれが凶悪な殺人事件だったらやって良かったかといったら，それはとても難しいですが，私自身は本当にやって良かったです。

(2番)

裁判員自体は貴重な経験ができたと思いますけど，やっぱり，殺人事件とかになったら，自分が冷静な判断ができないんじゃないかというのがあるので，殺人事件に関しては考えていただきたいなという気持ちが素直にあります。あと，5日間という参加でしたけども，それだけの短い期間で判決を出さなければいけませんし，かなり強い気持ちがないと続かないという正直な感想もあります。

(3番)

裁判员，補充裁判员というのは，無作為に選ばれるのですよね。だから，いろいろな人になるわけですよね。ですので，特別な心構えとか，そういったものがない人が参加しちゃいけないようなことじゃないはずなので，こんなメッセージは要らないと思います。

(司会)

自然体で参加すれば良いということですかね。

(3番)

そういうふうによく機能するようにすべきだと思います。裁判员とか補充裁判員の側の問題じゃないと思います。以上です。

(4番)

一応は，やっぱり皆さんと一緒に，貴重な体験をいただいたと思っておりまして，裁判を通して知らないことを知った，自分と向き合える時間をもらった，そのような裁判でした。ただ，裁判を通して，ストレスを感じてしまう部分があって，裁判の最中も2日間ほど寝られなかったりとか，あと裁判が終わってから，体調を崩してしまったり寝込んでしまったり，発熱が続いたことはありました。最近にもニュースでありましたけども，ストレスを感じたという女性が裁判を起こしたけれども却下されてしまったということがありましたけど，前もって罪名や事実の概要だけでなく，裁判のバックグラウンドについても伝えられていれば，参加についてどうしようって迷われる方もちょっとましにもなるかなと思います。

(5番)

先ほど3番さんが言われたように，無作為に選ばれたわけで，自分にとっては，自分の今の年齢と，社会的な立場と，それと家庭を含めて加味すると，非常に参加しやすい環境であったということで，全部オーライということで来れたのですが，やはり女性の方，主婦の方，あと若い方，いろいろ人がおみえになる中で，仕組みとしては良いと思うのですが，今，言われたように，自分の感想で言うと，あなた決定ねと言われる前に，あなたの受け持とうという裁判の内容

はこうですよということがあると、それで自分には重いとか、これだったら頑張
って裁判員やるぞとか、少しそういう判断材料があると、裁判員を経験した後
になって、さっき言われたストレス障害だとか、そういうようなことが起きないの
ではないかと思います。やっぱり、選ばれるのは名誉なことであると思いますし、
自分にとってもすごく役に立つことであるし、重要なことであると思うのですけ
ど、それぞれ、皆人生が違うものですから、それぞれの今の立場だとか、そうい
ったことに配慮するのであれば、少し事前にこういう内容だというくらいのとこ
ろの選択肢が1個くらいあっても良いのかなというように、私は思いました。

(6番)

私の担当した被告人に関して言いますと、身体に紋を入れたりとか、組の関
係だとか、女性の方に対しては質問ができないというのがかわいそうだったなと
思うのですが、何とか被告人の将来というか、失敗は誰でもするのだけど、次
は君を支える大人がいるのだよということは、質問の中でも語れると思います。
あるいは最後の訓示の部分ですが、残念ながら、今回はできなかったですけど、
そういうことが、少しでも私たちの存在が、まだこれからの人生があり、これか
ら頑張れば良いということが被告人に伝われば、私は裁判員をやった価値がある
し、私の質問にも被告人が喋ってくれたことで、私の気持ちが少しは被告人に伝
わったと思います。しかし、問題なのは、今後、被告人がどのように育っていく
のかであって、今後が心配でしょうがないです。何とか、次に繋がるような裁判
を、被告人のために真剣に考える大人がおるのだよ、ということ伝えるような
裁判でありたいし、これからもそういうふうに裁判員の方々に頑張っていただけ
ると、私としてはありがたいなと思っております。以上です。

○弁護士、検察官、裁判官からのコメント

(司会)

どうもありがとうございました。法曹参加者の方からも、コメントをお願い
したいと思います。それでは、まず弁護士の方からお願いします。

(奥田弁護士)

とても貴重な意見を聴けたと思います。やはり我々は、普段、刑事事件を含めてたくさん仕事をしているので、どうしても常識になってしまっていることなんかがかびりついてしまって、それを前提に話を進める、準備を進めるというところがあるのですけども、やはり、裁判員として来られる方は、人生で初めて、何も分からない状態で臨んでいるというような視点というのは、やはり忘れちゃいけないなということを、改めて勉強させていただきました。ありがとうございました。

(渡邊弁護士)

今日はありがとうございました。我々弁護人としては、被害者の方への謝罪や弁償、又は被告人の反省を促す等、いろいろな活動をしておりまして、そういうのを法廷で、裁判官、裁判員の方に伝えるという弁護活動をさせていただいておりますけども、今日いただいた意見を基に、これからそういうものが伝わりやすい弁護をしていこうということもありますし、あとは裁判員の方がどういった経緯やどういったお気持ちで裁判員になられたのかということも、今日お伺いしましたので、そういうことも頭に入れて、これからの弁護活動をしていきたいと思えます。

(澁谷検察官)

今日は、6名の経験者の方に来ていただきましたが、中には私が担当した事件なんかもありましたので、自分の主張、立証活動を振り返りながら、とても参考になる御意見を聴くことができたなと思っております。検察官としては、今後、主張、立証のあり方については、より改善すべき点が多々あると考えておりますので、今日お聴かせいただいた意見は、十分参考にさせていただいて、今後の職務の参考にさせていただこうと思っております。今日はどうもありがとうございました。

(藤原検察官)

今日はどうも、貴重な御意見をありがとうございました。私は、早速、明日から裁判員裁判が始まりますので、今日お聴かせいただいた御意見は、早速、明日から反映させて、より分かりやすい裁判に努めて参りたいと思っております。

(丹下裁判官)

私は、裁判員裁判はまだ3件目だったのですが、評議の中でも皆さんの感覚やそういった思いというものを勉強させていただいて、非常に有意義で参考になると思っておりましたが、今日、改めて、時間を置いてから、あのとき実はこのような状態だったよとか、そういった御意見も聴けて、ますます参考になりました。今後の裁判員裁判の中でどういう配慮をしていくべきなのか、こちらの方でこういったことに気付くべきなのか、そういったことも非常に参考になりました。どうもありがとうございました。

(近道裁判官)

本日はどうもありがとうございました。今日いただいた貴重な御意見については、今後の裁判員裁判で大いに参考にさせていただければと思います。

(司会)

それでは、私からも一言感想を述べさせていただくと、やはり初めて関与するようになった裁判ということで、我々が思っている以上に、皆さんに負担をおかけして参加していただいているのだなということを改めて感じさせられました。でも、皆さん、非常に熱心に参加していただいて、おかげで非常に充実した評議ができていのではないかなと、自分達としては思っております。今後とも、今日聴かせていただいた意見を参考にして、より良い裁判を目指していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上